

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

相談支援の充実等

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

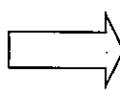
① 趣旨	公布日施行
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記	
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行
- 利用者負担について、応能負担を原則に - 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行
- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化	
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行
- 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け。 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]	
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大	
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行
- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行) - 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 - 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]	
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日)から施行
- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)	
(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、 (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、 (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討	
(1)(3)(6) : 公布日施行 (2)(4)(5) : 平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日)から施行	

「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

- 市町村／指定相談支援事業者に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)



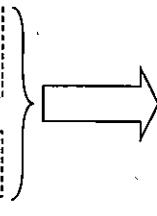
- 市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)

- 指定相談支援事業者**
※事業者指定は都道府県知事が行う。
○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング
○障害者・障害児等からの相談



- 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)**
※事業者指定は市町村長が行う。
○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援
・支給決定の参考
・対象を拡大
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)
○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)



- 指定一般相談支援事業者**
(地域移行・定着担当)
※事業者指定は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長が行う。
○地域相談支援(個別給付)
・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

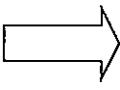
※ 市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業(交付税措置)に係る役割は、これまでと変更がないことに留意。

「障害児」の相談支援体系

現行

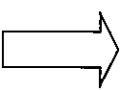
見直し後

- 市町村／指定相談支援事業者に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)



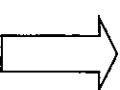
- 市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)

- 指定相談支援事業者**
※事業者指定は都道府県知事が行う。
○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング
○障害者・障害児等からの相談



- 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)**
※事業者指定は市町村長が行う。
○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援
・支給決定の参考
・対象を拡大
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- 通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



- 創設**
- 障害児相談支援事業者(児)**
※事業者指定は市町村長が行う。
○障害児相談支援(個別給付)
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

(児)とある
のは児童福
祉法に基づ
くもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的
な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

